

弁護士会の

東京三弁護士会多摩支部 🔍 検索

No. **40**
2019/3

多摩地区法律相談 センターニュース



東京三弁護士会多摩地区法律相談センターでは、多摩地区の市民のリーガルサービスのために八王子、立川、町田に相談センターを設けておりますが、皆様のためにより良いサービスを提供しようと、種々の相談を行っております。今年は、新たに外国人相談を行う予定となっています。これからも、皆様のためにより良いリーガルサービスが行えるよう努力してまいりますので、皆様から是非、東京三弁護士会多摩支部にご意見・ご要望等をお寄せください。

平成30年度東京三弁護士会多摩地区法律相談センター運営委員会

委員長 中山 忠男

発行所 東京三弁護士会多摩地区法律相談センター

〒190-0014 東京都立川市緑町7-1 アーバス立川高松駅前ビル2階

Tel (042) 548-3800 Fax (042) 548-3808

東京三弁護士会多摩支部ホームページ <http://www.tama-b.com/>

「オーナー商法」の被害にご注意ください

多摩支部消費者問題対策委員会 委員
弁護士 秋 山 努

1 はじめに

近年、「オーナー商法」と呼ばれる被害がみられます。定義はなく、内容も様々ですが、「現物まがい商法」「ペーパー商法」「レンタル商法」も同類です。

特徴は、顧客は業者より商品を買うものの、商品の引渡しは受けず、業者は商品の管理・運用等を継続し、顧客に商品の運用利益等の支払を約束する点です。

顧客は代金を払いますが、手元に商品がありません。預かり証（的なもの）だけが残りますが、配当金が振り込まれると、「お得なお買い物だ!」と喜びます。配当金ではなく、一定期間後に利回りのよい金額での返還を約束されるパターンもあります。

恐る恐る、少額で商品を購入したものの、配当金等が入るので、次第に多額のお金を注ぎ込み、被害額が数百万円から数千万円となった人も珍しくありません。

2 豊田商事から続く被害

消費者被害の古典といえる豊田商事は、主に高齢者を対象に、金の現物まがい商法を展開し、3万人近くの被害者に総額2000億円以上の被害を与え、昭和期最後の大きな社会問題となりました。

その後も、近未来通信、平成電電、ワールドオーシャンファーム、岡本倶楽部（岡本ホテルシステムズ）、安愚楽牧場などの大規模被害が続いています。対象商品は、金、IP電話基地局、エビ養殖、ホテル会員権、和牛など多種多彩。消費者が興味を引くものは「何でもアリ」です。

3 近時の大きな被害

昨年も大規模な被害が露わになり、筆者が関わって

いる事件には「ジャパンライフ」と「かぶちゃん（ケフィア）」の被害があります。

(1) ジャパンライフ株式会社は、全国に店舗を持ち、「レンタルオーナー制度」という契約を展開しました。ブレスレッド、ベストなど体に身に着ける磁気治療機器などを顧客に購入させ、商品はジャパンライフが他にレンタルし、レンタル料を顧客に配分するという触れ込みです。

顧客の多くは高齢者ですが、電話勧誘により店舗に呼び出され、無料でマッサージを受けるなど親切にされ、契約してしまうケースが典型です。毎月、配当金が振り込まれてくるため、良い話だと信じ、さらに契約を増やし、老後の蓄えの殆どを費やした方や、知人を勧誘して巻き込んでしまった方々が多数います。

常識で考えて、レンタル料の利益が顧客に多額の配当を保証し得るほど発生するとは考え難く、ジャパンライフは自転車操業でした。

ジャパンライフは平成28年12月、平成29年3月に消費者庁の行政処分を受け、平成29年11月頃からレンタル料の支払を滞りました。そこで、顧客らが東京地方裁判所にジャパンライフの破産を申立て、平成30年3月、破産手続開始決定が出ました。

現在、破産管財人によりジャパンライフの資産調査・換価等が行われていますが、同年11月の第1回債権者集会では、その資産は乏しく、税金や給与の未払もあり、被害者の方々への破産配当は難しい見通しが示されています。

(2) 「かぶちゃん」のオーナー商法は、株式会社ケフィア事業振興会（以下「ケフィア」といいます）などのグループ会社が運営する「かぶちゃん農園」による干し柿、ジュース、ヨーグルト、スモークサーモンなど食品の通信販売の手法が採られました。

注文をすると、ケフィアから「オーナー契約書」

のパンフレット兼申込書が届きます。オーナー契約は、各食品を1口5万円で形式的に購入し（商品は納品されない）、約半年後にケフィアが約6～10%の増しの金額で買い戻す約束がされます。

昨今では定期預金よりも遥かに高い利率で、実際に半年後に買戻代金が振り込まれると、多くの顧客は次第に契約口数、申込金額を増やしてゆきました。さらに、「特別プレゼント」と称して若干量の商品が別途届くなど、単純に商品を購入するよりも「お得」感があったことも拍車をかけました。

しかし、平成29年11月を最後に買戻代金が滞納され、平成30年9月、ケフィア・グループの多数の会社・法人は破産手続開始決定を受けました。

第1回債権者集会は平成31年5月で、破産管財人にて資産調査中ですが、被害者への配当は厳しい（あっても低い率）のではないかと予想されています。

- (3) 上記2件の今後の被害回復は楽観できませんが、各弁護士団が結成され、各関係者への責任追及が検討されています（もっとも、被害相談が多数殺到する前にいち早く権利行使した方は一部（全部）回復できた場合もあるので、ともあれ、気付いた時点で早く手を打つことが肝要です）。

4 オーナー商法を規制する法律について

豊田商事事件後、オーナー商法を規制するために預託法（正式名称は特定商品の預託等取引契約に関する法律）が作られましたが、業者は許認可・登録も不要で、事実上野放しになっていたと批判されています。ジャパンライフへの行政処分も遅きに失したと言えるでしょう。

オーナー商法は売買契約の形式を装いますが、その実質は投資であり、投資業者と同等の監視が望まれます（金融商品取引法では株式や社債など典型的な投資対象だけでなく、匿名組合への出資などの「集团的投資スキーム」を規制対象にしています）。

そのため、日本弁護士連合会は平成30年7月、これらオーナー商法も含めて金融商品取引法の規制対象にすべきとの意見書を公表しました。

このような被害に遭わないのが一番ですが、万一、被害に遭ってしまったら、できるだけ早く弁護士会の法律相談センター等にご相談ください。



消費者問題法律相談

TEL 042-548-1190

受付：月曜日～金曜日（祭日を除く）

午前9時30分～12時

午後1時～4時30分

生活保護相談について

た ま し ぶ ひんこんもんだいたいさく
多摩支部貧困問題対策

プロジェクトチーム 委員
べんごし よこ まつ のり こ
弁護士 横 松 紀 子

1 はじめに

「生活保護」と聞いて、皆さんはどんなことを思い浮かべますか？

- ・働いてなくても、お金がもらえるなんてズルい。
- ・不正受給する人もいるんでしょ。
- ・そもそも生活保護って何？

私が、周囲の人に聞いてみたところ、こんな回答が続きました。随分マイナスのイメージが多いですね。

しかし、生活保護というのは、私たちの生活を支えるとても大切な制度です。

今回は、そんな生活保護について皆さんのイメージをプラスに変えるべく、少しお話ししたいと思います。

態に応じて必要な生活保護を行い、健康で文化的な生活を送れるよう最低限度の保障をし、また将来的に自立を促進する制度です。

人は、生まれる環境を選ぶことはできませんから、たまたま経済的に苦しい家庭に生まれるかもしれないし、今はバリバリ働いて全く生活に困っていない人も、いつ病気になったり、事故に遭ったりして働けなくなってしまうかは分かりません。絶対に病気にならないとはいえないし、絶対に事故に遭わないとはいえないのです。そのようなときのために、生活保護制度があります。もし生活保護がなければ、そのような困ったことがあったときに、国に頼ることができなくなってしまうのです。

だから、生活保護は私たちの生活を支える大切な制度なのです。

2 生活保護が大切なのはなぜ？

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を持っています（日本国憲法25条）。

生活保護とは、この憲法25条の権利を実現するための制度です。具体的には、生活保護の受給を希望する方が資産や働ける能力など全てを活用してもなお生活に困窮する場合に、生活の困窮の状

3 生活保護を受けるためには？

生活保護を受けることができるのは、次の①～③の条件を満たす人です。

- ① 働くことが可能な場合、働いていること。
手持ちの資産を活用していること。
- ② ①を実践しているが、収入が、厚生労働大臣の定める基準で計算される最低生活費よりも低いこと。
- ③ 日本国籍を持っていること（※一定範囲の外国人も生活保護を利用できます。）。

①～③を満たすと思ったら、お住まいの自治体にある福祉事務所に相談に行き、生活保護を申請してください（生活保護を受けたいと思っている人からの申請がなければ、原則として、役所から自動的に生活保護の給付がなされることはないので注意してください。）。



福祉事務所に申請に行く際には、当日記帳した
 預金通帳・給与明細・源泉徴収票・年金手帳など、
 収入や財産がほとんどないことを示すための資料
 と、運転免許証等の身分証と判子を持っていくの
 がよいです。もっとも、これらの資料が全てそろ
 わないと申請できないわけではなく、後で追加提
 出すればよいですから、なるべく早めに申請に行
 くことをおすすめします。

なお、せっかく申請に行っても、自治体になる
 べく生活保護を申請させないようにすることがあ
 ります。

しかし、先ほど述べたとおり、生活保護を受け
 るのは憲法で定められた大切な権利です。自治体
 の窓口の人が、様々な理由をつけて申請をさせな
 いのは違法です。

4 生活保護相談について

東京三弁護士会多摩支部では、平成26年1月か
 ら「生活保護相談」を行っています。

「生活保護相談」は、生活保護を受けられている
 方や生活保護の申請を希望する方やこれに準じる
 方を対象とし、生活保護に関わる事項全般につい
 ての法律相談です。例えば、先ほど3で述べた生
 活保護を受けるための条件の②最低生活費を下回
 るかどうかの判断はとても難しいと思いますので、
 迷ったら是非相談にいらして下さい。

生活保護相談の流れは、以下のとおりです。

- I 八王子法律相談センターにお電話下さい。八王
 子法律相談センターの職員が、簡単にお名前やご
 連絡先、ご事情をお伺いします。
- II 相談を受ける担当弁護士が決まったら、その弁
 護士からお電話等で連絡を取らせて頂きます。そ
 の際、担当弁護士とお話しして頂き、相談の日時
 や場所を決めて下さい。
- III II で決めた日時・場所で、担当弁護士に会って
 ご相談下さい。

是非お気軽に、ご相談下さい。

生活保護法律相談

TEL 042-642-5000

受付：月曜日～金曜日（祭日を除く）

午前9時30分～12時

午後1時～4時



法律相談センターのご案内

法律相談の電話予約
受付時間(祭日を除く)

- 八王子・立川法律相談センター／月～土曜日：午前9時30分～午後4時30分
- 町田法律相談センター { 水・金・土曜日：午後1時～6時
火・木曜日：午後3時～8時

インターネットからも法律相談の予約を受け付けております。 東京三弁護士会多摩支部 [Q 検索](#)

立川法律相談センター

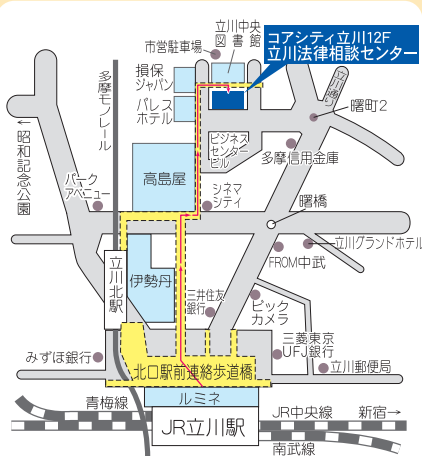
〒190-0012
東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川12階

042-548-7790

法律相談日 ※祭日を除く

月曜～土曜日 { 午前10時～12時
午後1時～3時30分
専門相談あり、詳しくはお問い合わせ下さい。

労働問題相談



※JR立川駅北口から徒歩7分
※多摩モノレール立川北駅から徒歩5分
※駐車場がありませんので車でのお越しは
ご遠慮下さい。

八王子法律相談センター

〒192-0046
東京都八王子市明神町4-1-11

042-645-4540

法律相談日 ※祭日を除く

月・火・木・土曜日：午前10時～12時
月曜～土曜日：午後1時～3時30分

夜間相談：水曜と金曜日の午後4時30分～7時



※京王八王子駅西口から徒歩3分
※JR八王子駅北口から徒歩7分
※駐車場がありませんので車でのお越しは
ご遠慮下さい。

町田法律相談センター

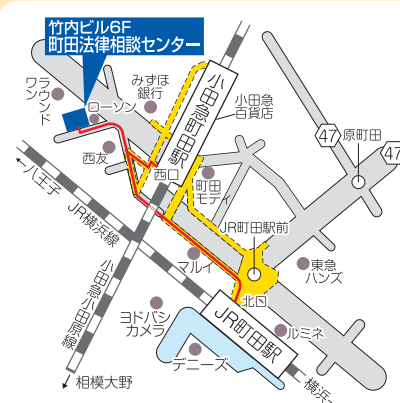
〒194-0022
東京都町田市森野1-13-3 竹内ビル6階

042-732-3904

法律相談日 ※祭日を除く

水・金・土曜日：午後3時～6時
火・木曜日：午後5時～8時

夜間相談：火曜と木曜日の午後8時まで



※JR町田駅北口から徒歩4分
※小田急線町田駅西口から徒歩2分
※駐車場がありませんので車でのお越しは
ご遠慮下さい。

**弁護士会町田法律相談センターで、
法テラスの法律相談が受けられます。**

※収入が一定額以下の方は、法テラスの無料
相談をご利用頂ける場合があります。ご予約
の際、ご希望の時間帯が無料相談に対応
しているか、あらかじめご確認ください。

予約電話番号 042-851-8172

法律相談料金

30分以内 **5,000円**(税別)
※延長15分につき2,500円(税別)

クレジット・サラ金

法律相談は **無料**

★高い利子で払い過ぎていませんか？
お気軽にご相談下さい。

電話ガイド

1件10分程度で一般的な問題 月曜日～金曜日(祭日を除く)
について無料でご案内します。 午前10時～12時

TEL 042-548-7175

一般相談

- 相続・遺言 ■ 離婚問題 ■ 土地建物の借地・借家 ■ 刑事事件など

専門相談

労働問題法律相談 (労働者側は初回面接無料)

〈労働者側〉毎週土曜日(祭日を除く) 午前10時～12時
〈使用者側〉毎週木曜日(祭日を除く) 午後1時～3時30分
TEL 042-548-7790(立川法律相談センター)

生活保護法律相談

受付：月曜日～金曜日(祭日を除く)
午前9時30分～12時、午後1時～4時
TEL 042-642-5000

※同じ問題について、3回までは無料で相談を受けられます。

弁護士子どもの悩みごと相談 (初回は電話相談です。)

受付：毎週水曜日(祭日を除く) 午後2時～7時
TEL 042-548-0120

※電話相談のあと、必要に応じて無料で面接相談を行います。

高齢者・障害者専門法律相談

ドメスティック・バイオレンス(DV)法律相談 (初回面接無料)

消費者問題法律相談

東京三弁護士会多摩支部まで、まずはお問い合わせ下さい。
受付：月曜日～金曜日(祭日を除く)
午前9時30分～12時、午後1時～4時30分
TEL 042-548-1190

犯罪被害者支援相談 (初回は電話相談です。)

受付：毎週火曜日(祭日を除く) 午後1時～4時
TEL 042-548-3870

※電話相談のあと、必要に応じて無料(原則、法テラスの援助を
利用)で面接相談を行います。